

第3号議案

認定・横須賀市指定 NPO 法人
横須賀国際交流協会

令和6年度事業計画（案）

〔自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日〕

【ミッション】

横須賀市の都市像「国際海の手文化都市」の実現を支援するために、市民の国際感覚を高め、市民レベルの多文化共生社会をめざす国際交流事業を推し進めます。

- 【1】 自国の文化を知るとともに、多様な文化への理解を深め、多文化共生の街づくりをめざす。
- 【2】 すべての人々の人権が尊重され、一人ひとりが大切にされる社会づくりに貢献する。
- 【3】 各人がもつ能力や経験を生かし、夢があって、ワクワクして、躍動感があり、明るく楽しいボランティア活動ができる場をつくる。

【事業活動基本方針】

- 【1】 会員を大切にされた協会運営を心がけ、ミッションの実現をめざし、一つひとつの事業を遂行する。
- 【2】 会員のボランティア参加登録を積極的に勧めると同時に、ボランティアが活動しやすい環境作りに努め、ボランティア活動の裾野を広げる。
- 【3】 会員相互の交流を深めると同時に、会員のみならず広く市民に対しても国際交流を行なう機会を提供するように努める。
- 【4】 市民生活の安全を第一としてとらえ、特に外国籍市民の防災意識の啓発及び災害発生時の安全確保が行える体制を整備するよう市民と一体になって努力する。
- 【5】 認定及び市の指定資格取得により、寄付金獲得の活動を実施する。

I 運営業務

(1) 会議体

① 総会

5月に通常総会を開催し、令和5年度事業報告及び決算報告、令和6年度事業計画及び活動予算その他定款で定めた重要事項について審議し、会員の承認を求める。

又、必要に応じて、臨時総会を開催する。

② 理事会

理事会は、定款に定められた協会の運営に関する基本的な事項の決定、執行に当たる。

理事会は、原則として年4回開催し、必要に応じて臨時理事会を開催する。

③ 運営委員会

運営委員会は、理事会と合同で年4回開催。協会の運営に携わる理事と事業執行委員から選出された事業執行部門の代表（複数の）から構成し、協会の運営に関する事項を審議し合意を求めて行くと同時に、重要事項については理事会への提案内容を纏めその承認を求める。

④ 事業執行委員会

事業執行委員会は協会活動の中軸と位置づけ、事業執行責任者及び事業部門代表者などによ

り構成し、原則として開催月の水曜午後に開催、事業（自主・委託）について理事会から示された予算の大枠と各事業の執行についての基本方針に基づいて具体的実行計画を策定し実施に移すと同時に、協会活動の活性化と事業の執行を円滑に行うように努める。併せて、事業間の調整及びその取り纏めを行なう。

(2) 認定資格取得と横須賀市の指定資格取得による義務業務

- ① 年度事業終了後、県NPO事務局及び横須賀市に、所定の書式に基づき、その事業年度の事業報告を作成し報告を行なう。
- ② 定められた書類を作成し、閲覧希望者に対する公開措置を実施する。
- ③ 法人の情報公開性を高める為、定められた書式にてホームページ上に公開掲載する。
- ④ コンプライアンス（法令遵守）を徹底する。
- ⑤ 寄付者に対して、税額控除の必要書類を交付する。

II 事業

(1) 国際協力支援事業

① 自主事業

【窓口通訳・翻訳】

窓口にて戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書などの行政書類の翻訳を行なう。

【通訳・翻訳】

横須賀市、企業、外国人、市民などからの依頼により、通訳・翻訳業務を行なう。

一般の通訳・翻訳体制の確立に向けて積極的な活動を行う。

【フェアトレードコーヒー販売】

フェアトレード取扱商品である大自然の豊穡な土壌で育ったネパールコーヒーを、フェアトレード団体（ネパリ・バザーロ）より仕入れて販売を行うと同時に、横須賀市と連携して市&協会のイベントに出店を行ない、カップ販売も積極的に行なう。

【商工会議所パートナー事業】

パートナー事業も今年で12年目に入る。商工会議所との連携をさらに強化して、情報を共有し、新しい事業の開拓に積極的に参画して、パートナーとしての責任を果たす。

② 受託事業

【外国人生活相談】

・横須賀市に在住、在勤、在学する外国人が、生活する中で文化、習慣、言葉等の違いから様々な困難に遭遇した際に、人道的な立場に立った生活相談を行う。

・相談業務は必要に応じて、関係機関又は専門機関の紹介及び、その他の情報提供により行う。

【日本語会話サロン】

・横須賀市に在住、在勤、在学する外国人を対象に、日常生活に必要な基礎的な日本語を教授する。

・日本語指導講座を開催する。

・外国人防災啓発事業への参加を呼びかける。

【外国人防災啓発事業】

- ・外国人の防災意識の啓発を行う。
- ・横須賀市との協定書に基づいた、災害時通訳・翻訳ボランティアの活動。

(2) 国際協力交流事業

① 自主事業

【世界の料理教室】

世界各国の講師による家庭料理に親しみながら様々な国の生活・文化・習慣などを学び、国際理解の推進を図る。

【キッズフェスティバル】

日本人および外国人の親子が集い、交流する行事を開催する。

【日本文化体験教室】

流派、教室、家元等の制度を越えて日本文化を紹介するグループが、市民及び外国人を対象に、体験を中心とした交流を行う教室を3回開催する。このうち1回は規模を大きくし、日本人と外国人の交流に重点を置いたイベント「ジャパン フェスティバル イン よこすか」として実施する。

その他、随時、湘南国際村、米海軍基地、日本語会話サロン、姉妹都市交流などからの依頼に対して、体験希望者の受け入れや講師の派遣を行う。

【英語ガイドツアー】

英語でのツアーを開催し、外国人との交流を図る。また、ガイド登録者を対象に、ツアーガイドの育成に努める。

【ボランティア交流会】

ボランティア同士の交流の機会を提供する。

【ホームステイ・ホームビジット】

法人および団体へホームステイ・ホームビジット受入先を紹介する。

② 受託事業

【姉妹都市交換学生派遣・受入事業】

交換学生の派遣

派遣学生は国際理解を深めるとともに、姉妹都市との交流を通じて、姉妹都市やその国々との相互理解、友好関係を深め、ひいては、国際平和に資することを目的とし派遣する。

横須賀市の親善大使として、ホームステイをしながら交流を深め、横須賀や日本の文化、魅力を各姉妹都市に発信するとともに、姉妹都市の文化、魅力を学び、横須賀市民に伝えることを課題としてもらう。

夏休みの期間中、約2週間、姉妹都市交流のあるコーパスクリスティ市（アメリカ）2名、ブレスト市（フランス）2名、メッドウェイ市（イギリス）2名、各都市に高校生交換学生として派遣する。フリマントル市（オーストラリア）は今年度の派遣は中止とする。

帰国後は、その経験を踏まえた国際人として、横須賀市が進める国際交流事業に参画願う。

交換学生の受入

姉妹都市の高校生が横須賀市で生活することによって、日本文化、横須賀の文化に触れると

共に各自国の文化を紹介してもらい、帰国後は横須賀市を広く紹介してもらう。

又、ホームステイ受入の家庭には、姉妹都市の高校生との生活を通して多文化共生を体験し、市民レベルの国際交流の担い手となってもらう。

夏休みの期間中、約2週間、姉妹都市交流のある3都市からの高校生を交換学生として受入れる。

(3) 国際協力啓発事業

① 自主事業

【外国語講座】

- ・外国人とのコミュニケーションの基礎手段である外国語、とりわけ市民のボランティア活動に必要な高い英会話をはじめ、韓国語、中国語など多文化共生社会を視野に入れた会話中心の外国語講座を開催する。
- ・夜間英会話講座を開講する。
- ・依頼があれば、随時、出前英会話教室を開催する。

【国際理解講座】

横須賀市内の小・中・高校・大学の学校現場や公的な施設からの依頼により外国人講師を派遣し、国際理解講座を開催する。

外国人講師からその国の民族、文化、歴史、遊び、スポーツ、言語などについて、時には民族衣装などの実物を用いたり、パソコンで映像を見せたりしながら講義をしてもらう。

【情報紙発行】

会員並びに一般市民及び外国人市民に対する協会の広報媒体としてニュースポット(年2回)を発行し、協会の運営方針、各種事業・イベント活動に関するニュース、その他国際交流機関の情報などを提供する。

【メールマガジン】

会員に対して事業活動の案内やボランティア活動への参加・協力をお願いなどを速やかに連絡するため、月1回程度、メールによる情報提供を行う。

メールマガジンを受信できない希望者には、同じ内容をFAXや郵便で送付する。

【ホームページ】

内容の充実と誰からも親しまれるホームページを目指し、的確な情報をタイムリーに掲載提供する。

② 受託事業

【国際ユースフォーラム】

- ・青少年の国際理解を深めると共に、相互交流を促進するため、横須賀市に在住、在学する高校生や姉妹都市の高校生などによる発表と交流会を主な内容とする。
- ・過去の姉妹都市交換学生の運営参加を図り、運営を通じて学生同士が相互に高め合える場を設ける。

III その他の事業

定款第5条第1項第2号に規定する収益事業は実施しない。